



健康保険証、これからどうなる?

マイナ保険証*を作らなくても、保険診療は受けられます。

*マイナンバーカードを保険証として使えるようにしたもの



これからどうなるの?よくある保険証Q&A

Q 12月から健康保険証が使えなくなるの?

現行の保険証は有効期限まで、最大1年間使い続けられます。12月で保険証の新規発行が終了。お手持ちの保険証は未だ使えます。

Q マイナ保険証でしか受診できないの?

マイナ保険証を持っていない人には、健康保険証の代わりに使える「資格確認書」という証明書が発行されます。マイナ保険証でなくても、資格確認書で受診が出来るようになります。

Q マイナ保険証を作ったけど使っていません。 資格確認書はもらえますか。

マイナ保険証を持っている人には資格確認書は発行されません。使っていなくても、紐づけ登録している場合発行されません。資格確認書を使いたい方は、マイナ保険証の紐づけ『解除』の手続きが必要です。

自営業者(国保)や75歳以上(後期高齢者)などのあなた



マイナ保険証の手続きをしていない Aさんの場合

25年7月末まで*、今の保険証が使えます。保険証の期限が切れる前に「資格確認書」が保険者から自動的に発行され、お手元に届きます。25年8月からは、病院の窓口に「資格確認書」を提示します。
※住所や名前が変わらない限り



マイナ保険証を作った Bさんの場合

25年7月末まで*、今の保険証が使えます。25年8月からは、マイナ保険証を使います。「資格確認書」は発行されません。資格確認書が欲しい場合は、マイナ保険証の紐づけを『解除』する手続きが必要です。解除の受付は各自治体に窓口が用意されています。
※住所や名前が変わらない限り



会社員(協会けんぽ、健保組合)、公務員(共済)などのあなた

マイナ保険証の手続きをしていない Cさんの場合

25年12月1日まで*、今の保険証が使えます。保険証の期限が切れる前に「資格確認書」が保険者から自動的に発行され、お手元に届きます。25年12月からは、病院の窓口に「資格確認書」を提示します。
※職場や名前が変わらない限り



マイナ保険証を作った Dさんの場合

25年12月1日まで*、今の保険証が使えます。25年12月からは、マイナ保険証を使います。「資格確認書」は発行されません。資格確認書が欲しい場合は、マイナ保険証の紐づけを『解除』する手続きが必要です。解除はご加入の保険者(健康保険証の発行元)にて受付しています。
※職場や名前が変わらない限り

*その他、24年12月~25年12月までの移行期間に要件が変わる方(住所や名前が変わるなど)、25年7月までに75歳をむかえる方は資格確認書が自動交付されます。

埼玉県保険医協会

〒330-0074さいたま市浦和区北浦和4-2-2 アンリツビル5F
☎048-824-7130



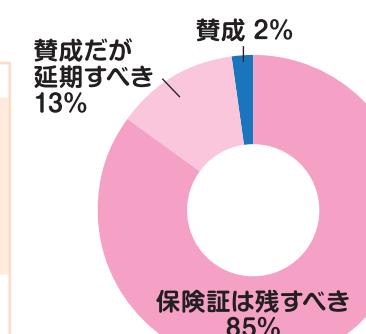
埼玉県保険医協会理事長 山崎 利彦

保険診療に安心してかかってもらうためには、国民皆保険の3つの要素である「いつでも」「どこでも」「だれでも」が、病院、診療所、歯科診療所にアクセスできることが必要です。

今の健康保険証は、これから切り替えられていることになります。しかし、情報不足のため心配している方から医療機関の窓口や保険医協会事務局で質問を受けることが増えました。ご紹介のQ&Aなどがお役に立てば幸いです。

健康保険証は、国民の皆様方に必ず届けられてきたものです。様々な混乱を避けるためには保険証が手元に届くことが大切だと思います。開業医のほとんどは12月の廃止をのぞんでいません。受診の際にはこれまでどおり、今の健康保険証をお持ちください。

健康保険証の廃止について
医療機関の声



埼玉県保険医協会8月調査

Q マイナ保険証はすぐ作らなくてはいけないの?

作成は任意です。マイナンバーカードを持っていても、マイナ保険証を使用したくなければ、設定する必要はありません。

Q 資格確認書はどこでもらえるの?

加入している健康保険の保険者(健康保険証の発行元)から、自動的に発行されます。現行の健康保険証の有効期限が切れる前にお手元に届きます。資格確認書は「当面の間自動発行」とされています。

Q マイナ保険証の解除はどこで出来るの?

マイナ保険証の紐づけ解除は、加入している健康保険の保険者が受付をしています。※国民健康保険、後期高齢者の方は自治体窓口にお問い合わせください。

現行保険証と資格確認書は同等/マイナ保険証は「2枚持ち」に

■ 保険資格を証明する「保険証」の比較

	現行の保険証	マイナ保険証	資格確認書
交付方法	申請なしで交付届けられてくる	申請が必要	当面の間は、マイナ保険証を持たない者に申請なしで交付
有効期限	保険者によるなし・1年・2年	5年	保険者による。最長で5年 埼玉の国保、後期高齢者保険は現状と同じく1年とする。協会けんぽは5年間。
医療情報の閲覧	不可(震災時は可)	可	不可
交付状況	100%	60%	これから発行
今後の計画	①2024年12月1日廃止 12月2日以降新規発行なし ②発行済み保険証は最長1年(2025年12月1日迄)の経過措置あり ③ただし、転居、転職、婚姻等で保険資格が変更すると経過措置は終了	①マイナ保険証を持つ者に「資格情報のお知らせ」を交付 マイナ保険証と資格情報のお知らせと「2枚持ち」必須 ②現行保険証廃止後は、マイナ保険証でしか受診できない ③解除手続、24年10月より開始 ※申請用紙は加入の保険者にて用意	①現行保険証の経過措置後に自動的に交付予定 ②1度目の交付以後は、申請手続が未定 ③本則ルールでは、1年ごとに申請が必要

編集:埼玉県保険医協会 24年12月作成

マイナ保険証の登録解除は、ご加入の保険者(健康保険証の発行元)が受付対応しています。健康保険証の下部に保険者名称が記載されていますので、所属の保険者にお問い合わせください。市町村国保、後期高齢者医療の方は自治体の窓口で受付しています。

解除には「解除申請書」の記入が必要です。用紙は保険者で用意しています。マイナ保険証の登録解除はいつでもできます。申請をしてから、実際に完了するまで、だいたい1~2ヵ月ほどです。保険証の有効期限が切れる際に資格確認書の自動交付を受けるためには、お手持ちの健康保険証の有効期限をご確認のうえ、余裕を持ってお手続きください。